

# 函館商工信用組合の現況

平成 29 年度 第 62 期



函館商工信用組合

## ■ごあいさつ

みなさまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、心からお礼申しあげます。

このたび、当組合の現況（平成29年度 第62期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

当組合は、昨年10月に富岡支店を新築移転、本年7月に湯川支店と花園支店を統合するなどし営業体制の整備をしております。

これからも、一層のご支援とご指導のほど心からお願い申しあげます。

平成30年7月

函館商工信用組合  
理事長 山本富靖

## ■事業方針

信用組合としての強みを活かした営業活動により、地域に根ざした「しんくみ」を目指しています。

中小企業・小規模事業者の事業性を評価した融資推進のほか、相談機能を一層発揮して組合員の皆様や地域社会の発展に貢献できるよう取り組んでまいります。

## ■沿革・歩み

昭和 31年 12月	函館市松風町にて事業開始
36年 10月	湯川支店開設
37年 7月	五稜郭支店開設
40年 11月	上磯支店開設
47年 10月	亀田支店開設
49年 11月	十字街支店開設
50年 12月	預金量100億円達成
51年 9月	花園支店開設
53年 10月	富岡支店開設
54年 6月	本店ビル竣工
60年 4月	湯川支店新築開店
60年 7月	自営オンライン開始
平成 元年 3月	五稜郭支店廃店
16年 4月	SKCシステム（共同オン）移行
18年 12月	創立50周年
27年 3月	優先出資発行
28年 7月	十字街支店本店営業部統合
28年 12月	創立60周年
29年 10月	富岡支店新築移転
30年 7月	湯川支店と花園支店統合

## ■トピックス

（自：平成29年4月～至：平成30年3月）

6月	第61回通常総代会開催（22日）
	日本政策金融公庫との業務連携覚書締結
7月	北斗市夏まつりパレードに参加（北斗支店）
8月	函館港まつり『ワッショイはこだて』に参加（全店）
	インターンシップ研修実施
9月	しんくみの日週間で清掃奉仕（本店営業部周辺）・献血活動を実施
10月	富岡支店新築移転
	しんくみATM記帳提携実施
11月	エコノミクス甲子園共催

## ■主要な事業の内容

### 1. 預金業務

【要求払預金】 当座預金・普通預金・通知預金・納税準備預金・決済用預金（無利息型普通預金）

【定期性預金】 大口定期預金・スーパー定期預金・期日指定定期預金・変動金利定期預金・積立定期預金・定期積金

### 2. 融資業務

#### (1) 個人向け融資

自動車・住宅・教育・カード等各種ローン・住宅金融支援機構代理貸付 等

#### (2) 事業者向け融資

- ・一般のご融資（割引手形・手形貸付・証書貸付・当座貸越）
- ・地方公共団体制度融資（北海道・函館市・北斗市）
- ・代理貸付業務（全国信用協同組合連合会・商工組合中央金庫・日本政策金融公庫等）

### 3. その他業務

#### (1) 内国為替業務

振込・送金・代金取立

#### (2) サービス業務

年金自動受取・給与振込・料金自動引落し・キャッシュサービス・CDキャッシングサービス、でんさいネット等

#### (3) 証券業務

個人向け国債窓販



## 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	28年度	29年度		28年度	29年度
資 産			負 債 及 び 純 資 産		
現 金	527,918	453,547	預 金 積 金	27,280,022	27,312,552
預 け 金	10,559,729	9,653,584	当 座 預 金	277,440	325,423
有 価 証 券	1,889,305	1,800,595	普 通 預 金	8,055,733	8,098,312
国 債	960,820	772,660	貯 蓄 預 金	-	-
社 債	300,000	400,000	通 知 預 金	-	-
株 式	25,700	25,700	定 期 預 金	17,639,299	17,669,485
そ の 他 の 証 券	602,785	602,235	定 期 積 金	1,212,317	1,197,629
貸 出 金	15,815,955	16,678,834	そ の 他 の 預 金	95,231	21,702
割 引 手 形	260,182	305,551	そ の 他 負 債	63,050	69,790
手 形 貸 付	1,619,069	1,412,987	未 決 済 為 替 借	6,135	9,223
証 書 貸 付	13,054,055	13,897,997	未 払 費 用	28,224	35,097
当 座 貸 越	882,648	1,062,297	給 付 補 填 備 金	1,126	1,193
そ の 他 資 産	215,191	196,001	未 払 法 人 税 等	3,132	3,132
未 決 済 為 替 貸	2,028	3,779	前 受 収 益	13,459	11,388
全 信 組 連 出 資 金	88,800	88,800	職 員 預 り 金	4,056	5,877
前 払 費 用	687	557	そ の 他 の 負 債	6,915	3,878
未 収 収 益	43,922	34,836	賞 与 引 当 金	6,793	6,411
そ の 他 の 資 産	79,751	68,027	退 職 給 付 引 当 金	33,709	24,939
有 形 固 定 資 産	240,841	443,674	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	3,950	4,300
建 物	53,561	227,879	そ の 他 の 引 当 金	6,929	10,472
土 地	174,667	174,667	繰 延 税 金 負 債	13,643	17,333
リ ー ス 資 産 ( 有 形 )	-	-	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	26,275	26,275
建 設 仮 勘 定	437	-	債 務 保 証	5,366	3,864
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	12,175	41,128	負 債 の 部 合 計	27,439,742	27,475,939
無 形 固 定 資 産	7,407	5,504	出 資 金	1,211,624	1,211,683
ソ フ ト ウ エ ア	3,525	2,717	普 通 出 資 金	611,624	611,683
の れ ん	-	-	優 先 出 資 金	600,000	600,000
リ ー ス 資 産 ( 無 形 )	-	-	資 本 剰 余 金	5,573	5,573
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3,882	2,786	資 本 準 備 金	5,573	5,573
繰 延 税 金 資 産	-	-	そ の 他 資 本 剰 余 金	-	-
債 務 保 証 見 返	5,366	3,864	利 益 剰 余 金	113,824	169,868
貸 倒 引 当 金	△ 386,235	△ 258,148	利 益 準 備 金	8,000	18,500
( うち 個 別 貸 倒 引 当 金 )	△ 341,361	△ 242,510	そ の 他 利 益 剰 余 金	105,824	151,368
			特 別 積 立 金	3,000	6,000
			当 期 未 処 分 剰 余 金	102,824	145,368
			組 合 員 勘 定 合 計	1,331,023	1,387,124
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	35,790	45,468
			土 地 再 評 価 差 額 金	68,924	68,924
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	104,715	114,393
			純 資 産 の 部 合 計	1,435,738	1,501,518
資 産 の 部 合 計	28,875,480	28,977,457	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	28,875,480	28,977,457

(貸借対照表の注記)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。  
なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。

再評価を行った年月日	平成12年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額	44百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額	140百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年政令第119号)第2条3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて算出。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額	△52百万円
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	39年
その他	2年～20年
- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てしております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てしております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てしております。  
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、必要額を計上しております。  
また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
  - 制度全体の積立状況に関する事項(平成29年3月31日現在)

年金資産の額	358,256百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	312,095百万円
差引額	46,161百万円
  - 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)  
0.171%
  - 補足説明  
上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高25,609百万円及び別途積立金71,770百万円である。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間15年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金5百万円を費用処理しております。  
なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。  
また、他に外部積立している年金資産は54百万円となっております。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
12. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1百万円
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 ー百万円
15. 有形固定資産の減価償却累計額 822百万円
16. 貸出金のうち、破綻先債権額は170百万円、延滞債権額は246百万円であります。なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
17. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
18. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
19. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は417百万円であります。  
なお、16. から19. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、305百万円であります。
21. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。  
担保提供している資産 預け金 1,000 百万円  
担保資産に対応する債務 借入金 ー 百万円  
上記のほか、為替取引のために預け金 500百万円を担保として提供しております。
22. 出資1口当たりの純資産額は723円53銭です。
23. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針  
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。  
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的で保有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。  
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理  
当組合は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理  
当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
ALMに関する要綱において、リスク管理方法や手続等を記載しており、ALMに関する方針に基づき、常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。  
日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、資金運用規程及び市場関連リスク管理規程に従って行っております。

このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務部で保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は、理事会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。当組合では、金利リスクを含めた市場リスク量をVaR法（観測期間1年、保有期間6か月、信頼区間99%）を用いて定量分析を行っております。

平成30年3月31日において当該リスク量の大きさは87百万円になります。

ただし、当該リスク量は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定発生率で算出しているため、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下におけるリスク量は捕捉できない可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金については、簡便な計算により時価に代わる金額を記載しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

また、重要性が乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	9,653	9,700	47
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,001	1,007	5
その他有価証券	772	772	-
(3) 貸出金 (*1)	16,678		
貸倒引当金 (*2)	△ 258		
	16,420	17,118	697
金融資産計	27,848	28,598	750
(1) 預金積金 (*1)	27,312	27,338	26
金融負債計	27,312	27,338	26

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	25
組合出資金 (*2)	90
合 計	115

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(\*2) 組合出資金（全信組連出資金等）のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「社債」、「株式」及び「その他の証券」が含まれております。以下28まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

① 「時価が貸借対照表計上額を超えるもの」

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
社 債	403百万円	403百万円	3百万円
外国債券	601	603	2
小計	1,001	1,007	5

② 「時価が貸借対照表計上額を超えないもの」

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
社 債	-百万円	-百万円	-百万円
外国債券	-百万円	-百万円	-百万円
小計	-	-	-
合 計	1,001	1,007	5

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

① 「貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	-百万円	-百万円	-百万円
債 券	772	709	62
国 債	772	709	62
その他	-	-	-
小計	772	709	62

② 「貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	-百万円	-百万円	-百万円
債 券	-	-	-
国 債	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合 計	772	709	62

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

26. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

27. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益
200百万円	0百万円

28. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年 超 5年以内	5年 超 10年以内	10年超
債券	-百万円	408百万円	-	764百万円
国債	-	208	-	564
社債	-	200	-	200
その他	200	401	-	-
合計	200	809	-	764

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、4,150百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は、任意の時期に無条件で取消可能なものが4,150百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は、契約極度額を減額することができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	66百万円
貸倒損失否認	77
繰越欠損金	115
その他	37
繰延税金資産小計	297
評価性引当額	△297
繰延税金資産合計	-
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	17
繰延税金負債合計	17
繰延税金資産（負債）の純額	△17

## 損益計算書

損益計算書 1

(単位:千円)

科 目	金 額	
	28年度	29年度
経 常 収 益	756,323	644,399
資金運用収益	528,141	531,104
貸出金利息	485,022	495,057
預け金利息	27,892	18,284
有価証券利息配当金	11,674	14,210
その他の受入利息	3,552	3,552
役員取引等収益	26,804	27,055
受入為替手数料	16,131	15,913
その他の役員収益	10,672	11,142
その他業務収益	4,437	4,328
国債等債券売却益	-	155
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	4,437	4,173
その他経常収益	196,940	81,910
償却債権取立益	756	499
貸倒引当金戻入益	194,853	79,944
その他の経常収益	1,331	1,466
経 常 費 用	705,579	569,121
資金調達費用	25,234	23,338
預金利息	24,398	22,551
給付補填備金繰入額	800	737
その他の支払利息	35	49
役員取引等費用	65,884	63,070
支払為替手数料	5,902	5,875
その他の役員費用	59,981	57,195
その他業務費用	-	-
国債等債券売却損	-	-
国債等債券償還損	-	-
その他の業務費用	-	-
経 費	426,381	451,834
人件費	275,769	284,046
物件費	142,387	160,287
税金	8,224	7,500
その他経常費用	188,079	30,877
貸倒引当金繰入額	-	-
貸出金償却	1,843	-
株式等売却損	-	-
その他資産償却	11,252	11,241
その他の経常費用	174,983	19,635
経 常 利 益	50,744	75,277

(損益計算書の注記)

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 48円31銭

損益計算書 2

(単位:千円)

科 目	金 額	
	28年度	29年度
特 別 利 益	10,481	-
固定資産処分益	10,481	-
その他の特別利益	-	-
特 別 損 失	1,769	2,239
固定資産処分損	6	174
減 損 損 失	-	1,450
その他の特別損失	1,762	613
税引前当期純利益	59,456	73,038
法人税・住民税及び事業税	4,007	3,132
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	4,007	3,132
当期純利益	55,449	69,906
繰越金(当期首残高)	47,375	75,461
土地再評価差額金取崩額	-	-
当期末処分剰余金	102,824	145,368

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	金 額	
	28年度	29年度
当期末処分剰余金	102,824	145,368
剰余金処分額	27,363	108,454
利益準備金	10,500	14,600
出資に対する配当金	13,863	13,854
普通出資配当金(年0.5%)	3,063	3,054
優先出資配当金(年0.9%)	10,800	10,800
特別積立金	3,000	80,000
繰越金(当期末残高)	75,461	36,913

## ■ 代表理事の確認

私は当組合の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第62期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成30年6月22日

函館商工信用組合

理事長 山本富靖

## ■ 会計監査人による監査

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「監査法人ライトハウス」の監査を受けております。

※ 監査報告書（次頁に掲載）

# 監 査 報 告 書

私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第62期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事会が定めた監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針・監事監査計画書等を定め、理事・監査部・その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1) 理事会・その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、理事の利益相反取引の有無、組織及び規程類等を確認・監査し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、本部・本支店において業務及び財産の状況を調査いたしました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(協同組合による金融事業に関する法律施行規則第27条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告及びその附属明細書の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人ライトハウスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年6月5日

函館商工信用組合

常勤監事 佐々木 邦男  
監 事 相川 正夫  
監 事 山 那 順一

(注) 監事の山那順一は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の3に規定する員外監事です。

# 独立監査人の監査報告書

平成30年5月28日

函館商工信用組合

理事会 御中

監査法人 ライトハウス

代表社員  
業務執行社員

公認会計士

北村 好寿



代表社員  
業務執行社員

公認会計士

十川 典子



当監査法人は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項の規定に基づき、函館商工信用組合の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。

## 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、協同組合による金融事業に関する法律及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## ■ 粗利益

(単位:千円)

科 目	平成28年度	平成29年度
資金運用収益	528,141	531,104
資金調達費用	25,234	23,338
資金運用収支	502,907	507,766
役務取引等収益	26,804	27,055
役務取引等費用	65,884	63,070
役務取引等収支	△ 39,080	△ 36,015
その他業務収益	4,437	4,328
その他業務費用	-	-
その他業務収支	4,437	4,328
業務粗利益	468,264	476,004
業務粗利益率	1.60%	1.65%

(注)

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$$

## ■ 業務純益

(単位:千円)

科 目	平成28年度	平成29年度
業務純益	42,231	24,531

## ■ 経費の内訳

(単位:千円)

項 目	平成28年度	平成29年度
人 件 費	275,769	284,046
報酬給料手当	226,479	226,993
退職給付費用	19,422	27,456
その他	29,867	29,595
物 件 費	142,387	160,287
事務費	60,053	62,745
固定資産費	37,434	40,770
事業費	19,818	21,067
人事厚生費	3,573	2,915
預金保険料	11,865	10,294
その他	9,643	22,494
税金	8,224	7,500
経費合計	426,381	451,834

## ■ 役務取引の状況

(単位:千円)

科 目	平成28年度	平成29年度
役務取引等収益	26,804	27,055
受入為替手数料	16,131	15,913
その他の受入手数料	10,672	11,142
その他の役務取引等収益	0	0
役務取引等費用	65,884	63,070
支払為替手数料	5,902	5,875
その他の支払手数料	59,981	57,195
その他の役務取引等費用	-	-

## ■ 受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	平成28年度	平成29年度
受取利息の増減	△ 24,678	2,963
支払利息の増減	△ 4,603	△ 1,896

■ 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経 常 収 益	629,324	625,017	890,351	756,323	644,399
経 常 利 益	△ 61,603	△ 429,278	80,926	50,744	75,277
当 期 純 利 益	△ 65,514	△ 579,684	75,356	55,449	69,906
預 金 積 金 残 高	28,728,665	28,263,482	28,039,882	27,280,022	27,312,552
貸 出 金 残 高	16,917,003	16,978,894	16,157,329	15,815,955	16,678,834
有 価 証 券 残 高	2,030,911	1,071,679	1,407,504	1,889,305	1,800,595
総 資 産 額	29,591,165	29,778,539	29,653,660	28,875,480	28,977,457
純 資 産 額	692,936	1,319,658	1,413,062	1,435,738	1,501,518
自己資本比率(単体)	5.17%	9.47%	9.59%	9.60%	8.94%
出 資 総 額	640,932	1,220,162	1,214,985	1,211,624	1,211,683
うち普通出資総額	640,932	620,162	614,985	611,624	611,683
うち優先出資総額	-	600,000	600,000	600,000	600,000
出 資 総 口 数	1,281,865口	1,480,325口	1,469,971口	1,463,249口	1,464,584口
うち普通出資口数	1,281,865口	1,240,325口	1,229,971口	1,223,249口	1,224,584口
うち優先出資口数	-	240,000口	240,000口	240,000口	240,000口
出 資 配 当 金	-	-	16,980	13,863	13,854
うち普通出資に対する配当金	-	-	6,180	3,063	3,054
うち優先出資に対する配当金	-	-	10,800	10,800	10,800
職 員 数	51人	53人	58人	56人	54人

(注)・残高計数は期末日現在のものです。

・「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

■ 1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末
1店舗当りの預金残高	4,546	4,552
1店舗当りの貸出金残高	2,635	2,779

■ 常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末
常勤役職員1人当りの預金残高	454	455
常勤役職員1人当りの貸出金残高	263	277

■ 資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、千円、%)

科目	年度	平均残高	利息(千円)	利回り	
資金運用勘定	28年度	29,096	528,141	1.81%	
	29年度	28,822	531,104	1.84%	
	うち貸出金	28年度	16,054	485,022	3.02%
		29年度	16,302	495,057	3.03%
	うち預け金	28年度	11,418	27,892	0.24%
		29年度	10,538	18,284	0.17%
うち有価証券	28年度	1,533	11,674	0.76%	
	29年度	1,892	14,210	0.75%	
資金調達勘定	28年度	28,024	25,234	0.09%	
	29年度	28,141	23,338	0.08%	
	うち預金積金	28年度	28,020	25,199	0.08%
		29年度	28,135	23,288	0.08%
	うち譲渡性預金	28年度	-	-	-
		29年度	-	-	-
うち借入金	28年度	-	-	-	
	29年度	-	-	-	

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(28年度215百万円, 29年度209百万円)を控除して表示しております。

■ 有価証券、金銭の信託等の評価

(単位：百万円)

項目	取得原価又は契約価格	時価	評価損益	
有価証券	28年度末	1,839	1,884	44
	29年度末	1,737	1,806	68
金銭の信託	28年度末	-	-	-
	29年度末	-	-	-
デリバティブ等商品	28年度末	-	-	-
	29年度末	-	-	-

(注) 1. 「時価」は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会：平成11年1月22日)に定める時価に基づいて表示しております。

なお、時価のないものについては、帳簿価格で表示しております。

2. 「金銭の信託」及び「デリバティブ等商品」については当組合は取扱がありません。

■ 預貸率及び預証率(期末・期中平均)

(単位：%)

区分	平成28年度	平成29年度	
預貸率	(期末)	57.97	61.06
	(期中平均)	57.29	57.94
預証率	(期末)	6.92	6.59
	(期中平均)	5.47	6.72

(注)

$$1. \text{ 預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

$$2. \text{ 預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$$

■ 総資産利益率

(単位：%)

区分	平成28年度	平成29年度
総資産経常利益率	0.17	0.25
総資産当期純利益率	0.18	0.23

(注)

$$\text{総資産経常(当期純)利益率} = \frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高}} \times 100$$

(債務保証見返を除く)

■ 総資金利鞘等

(単位：%)

区分	平成28年度	平成29年度	
資金運用利回	a	1.81	1.84
資金調達原価率	b	1.61	1.68
資金利鞘	a-b	0.20	0.16

■ その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項目	平成28年度	平成29年度
外国為替売買益	-	-
商品有価証券売買益	-	-
国債等債券売却益	-	0
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	4	4
その他業務収益合計	4	4

## 資金調達

### ■預金種目別平均残高

(単位:百万円・%)

種 目	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	8,932	31.9	9,242	32.9
定期性預金	19,088	68.1	18,893	67.1
譲渡性預金	-	-	-	-
その他の預金	-	-	-	-
合 計	28,020	100.0	28,135	100.0

## 資金運用

### ■貸出金種類別平均残高

(単位:百万円・%)

種 目	平成28年度		平成29年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	281	1.7	282	1.7
手形貸付	1,755	10.9	1,585	9.7
証書貸付	13,001	80.9	13,330	81.7
当座貸越	1,016	6.3	1,103	6.7
合 計	16,054	100.0	16,302	100.0

### ■有価証券種類別平均残高

(単位:百万円・%)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	612	39.9	894	47.3
地 方 債	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-
社 債	292	19.1	369	19.5
株 式	25	1.7	25	1.3
外国証券	602	39.3	601	31.8
その他の証券	0	0.0	1	0.1
合 計	1,533	100.0	1,892	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

### ■貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円・%)

種 目	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	516	3.3	453	2.7
農業、林業	254	1.6	50	0.3
漁業	-	0.0	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	23	0.1	20	0.1
建設業	1,567	9.9	1,764	10.6
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	4	0.0
情報通信業	27	0.2	25	0.2
運輸業、郵便業	33	0.2	20	0.1
卸売業・小売業	1,387	8.8	1,262	7.6
金融業、保険業	382	2.4	378	2.3
不動産業	2,744	17.4	6,757	40.5
物品賃貸業	-	0.0	3	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	72	0.5	85	0.5
宿泊業	-	-	27	0.2
飲食業	445	2.8	372	2.2
生活関連サービス業	684	4.3	676	4.1
娯楽業	-	0.0	-	0.0
教育、学習支援業	68	0.4	55	0.3
医療、福祉	627	4.0	603	3.6
その他のサービス	198	1.3	110	0.7
その他の産業	9,037	57.1	12,671	76.0
小 計	10	0.1	8	0.0
地方公共団体	-	-	-	-
雇用・能力開発機構等	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,768	42.8	3,999	24.0
合 計	15,815	100.0	16,678	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ■預金者別預金残高

(単位:百万円・%)

区 分	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個 人	23,186	85.0	23,192	84.9
法 人	4,093	15.0	4,119	15.1
一 般 法 人	4,067	14.9	4,101	15.0
金融機関	11	0.0	0	0.0
公 金	14	0.1	18	0.1
合 計	27,280	100.0	27,312	100.0

### ■貸出金使途別残高

(単位:百万円・%)

種 目	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	5,648	35.7	5,682	34.0
設備資金	10,167	64.2	10,996	65.9
合 計	15,815	100.0	16,678	100.0

### ■消費者ローン・住宅ローン残高(単位:百万円・%)

区 分	平成28年度末		平成29年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	1,331	29.4	1,311	36.3
住宅ローン	3,184	70.5	2,291	63.6
合 計	4,515	100.0	3,602	100.0

### ■貸出金償却の額

(単位:百万円)

項 目	平成28年度	平成29年度
貸出金償却額	-	-

\*貸出金償却額は、前期までの引当額を控除した実質払出額を記載しております。

■ 定期預金種別残高

(単位：百万円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末
固定金利定期預金	17,536	17,573
積立定期預金	8	4
期日指定定期預金	94	88
変動金利定期預金	0	2
定期預金計	17,639	17,669
非居住者円預金	-	-
外貨預金	-	-
合 計	17,639	17,669

■ 貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末
固定金利貸出	4,972	4,784
変動金利貸出	10,843	11,894
合 計	15,815	16,678

■ 担保種別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

種 類	貸 出 金				債務保証見返	
	平成28年度末		平成29年度末		平成28年度末	平成29年度末
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	残 高
預 金	912	5.8%	931	5.6%	5	3
有 価 証 券	-	-	-	-	-	-
動 産	-	-	-	-	-	-
不 動 産	9,818	62.1%	10,505	63.0%	-	-
そ の 他	8	0.1%	53	0.3%	-	-
小 計	10,739	67.9%	11,491	68.9%	5	3
信用保証協会・信用保険	1,697	10.7%	1,661	10.0%	-	-
保 証	3,368	21.3%	3,517	21.1%	-	-
信 用	10	0.1%	8	0.0%	-	-
合 計	15,815	100.0%	16,678	100.0%	5	3

■ 有価証券種別残存期間別残高

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期限の定め のないもの	合 計
平成28年度末								
国 債	-	-	-	209	-	750	-	960
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	-	100	100	-	100	-	300
株 式	-	-	-	-	-	-	25	25
外 国 証 券	-	301	300	-	-	-	-	601
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	-	1	1
合 計	-	301	400	309	-	850	26	1,889
平成29年度末								
国 債	-	-	208	-	-	564	-	772
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-
短 期 社 債	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	-	100	200	-	-	100	-	400
株 式	-	-	-	-	-	-	25	25
外 国 証 券	200	401	-	-	-	-	-	601
そ の 他 の 証 券	-	-	-	-	-	-	1	1
合 計	200	501	408	-	-	664	26	1,800

## 経営管理体制

### ■法令等遵守（コンプライアンス）の体制

「コンプライアンス」とは、金融機関の役職員として、その公共的使命と社会的責任を果たすため、関係法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を全うする事をいいます。

当組合では、「コンプライアンス」を経営上の最重要課題の一つとして位置づけ、経営企画部内にコンプライアンス部門を設置し、「倫理規定」と「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布、年度ごとに「コンプライアンス・プログラム」を策定し、日常業務のあらゆる場で、法令等遵守の徹底に努めております。

### ■統合的リスク管理体制

金融環境の変化に伴い金融機関業務は複雑化・多様化しており、経営におけるさまざまなリスクを適切に管理するなど、経営の自己責任が強く求められています。

当組合は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付けし、統合的なリスク管理を行うためにリスク管理委員会を設置しているほか、経営企画部内にリスク管理部門を設けて統合的リスク管理の強化・充実に努めております。

### ○信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先等が条件どおりの債務履行ができなくなることにより損失を被るリスクのことをいいます。与信審査は審査部が担当し当組合で定める審査基準に基づき、厳正かつ適切な審査を行っております。

### ○市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、及び株式等の相場の変動により損失を被るリスクのことをいいます。資金運用は『市場リスク管理規程』、『資金運用規程』に定めた基準に従い、理事会・常務会の承認を受けた「資金運用計画」に基づき総務部が担当、運用内容については常務会に報告し資金運用の適正化を図っております。

### ○流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失などにより、資金繰りに支障をきたす場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリ

スクのことをいいます。

『流動性リスク管理規程』に定めた基準に従い総務部が担当、当組合における流動性リスクは、的確なポジションを確保するため、預金や貸出金を日常的に集中管理するとともに、当組合の資金調達・運用構造に即した適格且つ安定的な資金繰り体制をとっております。

### ○オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動もしくは、システムの不適切である事又は外部的な事象により損害を被るリスクであります。主に「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」に分類され、特に「事務リスク」と「システムリスク」については管理方法を定め、当組合の規模・特性を踏まえ、合理的且つ実効性のある内部管理体制を構築することにより、当該リスクの発生を未然に防止するとともに、経営に対する影響を極小化させることを基本方針としております。

#### （事務リスク管理）

事務リスクとは、事務上のミスや不正等により損失が発生するリスクのことをいいます。

監査部による臨店監査のほか、営業店における店内検査も実施、事務状況チェックを行い事故発生の未然防止のほか、事務処理の向上のため事務指導を行い、業務運営の適正化を図っております。

#### （システムリスク管理）

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止、誤作動等、システムの不備、コンピュータの不正使用により、信用組合業務の遂行並びに顧客へのサービス提供に支障が発生し、その結果として有形無形の損失を被るリスクです。

当組合では、コンピュータシステムのより一層の安全・安定稼働のために、全国の信用組合の共同オンラインセンターに加盟し、業務の遂行に支障がないように努めております。

## 苦情処理措置・紛争解決措置

### ・苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。

【窓口：函館商工信用組合 業務部】0138-23-2101

受付日 月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く）

受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情処理の手続きについては、上記の窓口までお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <http://www.hakodate.shinkumi.jp/>

### ・紛争解決措置

札幌弁護士会 紛争解決センター（電話：011-251-7730）

東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

上記センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記函館商工信用組合業務部または下記窓口までお申し出ください。

また、お客様から前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。

#### ① 移管調停

東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

#### ② 現地調停

東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

### 【一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日

（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）

## 【自己資本の充実の状況について】

### ◆ 定性的な開示項目

#### 1 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、主に地域のお客さまからお預りしている（普通）出資金のほか、資本剰余金および利益剰余金等のほか、優先出資金により構成されています。なお当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

・普通出資	①発行主体：函館商工信用組合	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：611百万円
・非累積的永久優先出資	①発行主体：函館商工信用組合	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：600百万円
	③配当率 年0.90%	

\* 優先出資発行額1,200百万円のうち594百万円を繰越欠損金の補填に充当し、5百万円は資本準備金に計上しております。

#### 2 信用協同組合等の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関して、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

#### 3 信用リスクに関する次に掲げる事項

##### イ リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクをいいます。当組合では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、与信業務の基本的な理念や手続き等について、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については会計監査人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

##### ロ 標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

##### (1) リスクウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の5つの機関を採用しております。

- ①株式会社日本格付研究所(JCR)
- ②株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ③スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社(S&P)
- ④フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(Fitch)
- ⑤ムーディーズ・ジャパン株式会社(Moody's)

##### (2) エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

#### 4 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減方法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減化するための処置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証などによる保全措置を講じておりますが、これらはあくまでも補完的位置付けと認識しております。当組合では、融資の取上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな点から判断を行っております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないように融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「事務取扱規程」及び「不動産担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益が失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、組合が定める「事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、保証として信用保証協会保証、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、信用保証協会保証は政府保証と同様と判断しております。

また、信用リスク削減手法の適正に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

#### 5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引及び長期決済期間取引の該当はありません。

#### 6 証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

##### イ リスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、証券化取引を行っておりません。

##### ロ 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当組合は、証券化取引を行っておりません。

ハ 証券化取引に関する会計方針

当組合は、証券化取引を行っておりません。

ニ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

当組合は、証券化取引を行っておりません。

7 オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

当組合ではオペレーショナル・リスクを事務リスク、システムリスクを主として業務の遂行プロセスや外部的な事象により様々な損害が発生しうるリスクと考え各管理規程に管理態勢や管理方法を定めた確にリスクを認識し評価を行い、リスクの顕現化の未然防止や発生時の影響度の極小化に努めております。 リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、本部部長会、常務会において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会を含め経営陣に対する報告態勢を整備しております。

ロ オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

8 出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合保有の非上場株式、出資金等が該当しますが、当組合が定める「有価証券運用基準」などの諸規則及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な運用と会計処理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣への報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、これらのエクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく、時価はありません。

9 金利リスクに関する次に掲げる事項

イ リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスク（BPV）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALM管理システムにより定期的に計測を行い、協議検討するとともに経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

ロ 信用協同組合等が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

・計測手法

「金利ラダー表を使用したその他計算方式（再評価法）」

・コア預金

対象：別段預金を除く流動性預金（当座、普通等）

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

満期：5年以内（平均2.5年）

・金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

・金利ショック幅

1パーセント値又は99パーセント値

・リスク計測の頻度

月次（前月末基準）

・銀行勘定の金利リスク量は、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定しております。

【自己資本の充実の状況について】

◆ 定量的な開示項目

■ 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、96)

項目	平成28年度		平成29年度	
		経過措置による 不算入額		経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,317		1,373	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,217		1,217	
うち、利益剰余金の額	113		169	
うち、外部流出予定額(Δ)	13		13	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	51		21	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	51		21	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	29		25	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,398		1,420	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3		3	0
うち、のれんに係るものの額	-		-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3		3	0
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-		-	
適格引当金不足額	-		-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-	
前払年金費用の額	-		-	
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-		-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-	
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-		-	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-		-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-		-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-	
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-		-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	3		3	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額 (イ) - (ロ)	(ハ)	1,395	1,417	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	13,614		14,944	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	97		95	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	2		0	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	95		95	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	920		893	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	14,534		15,838	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率 (ハ) / (ニ)		9.60%	8.94%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

■ 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成28年度		平成29年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	13,614	544	14,944	597
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	13,517	540	14,848	593
(i) ソブリン向け	145	5	143	5
(ii) 金融機関向け	2,156	86	1,972	78
(iii) 法人等向け	1,041	41	3,412	136
(iv) 中小企業等・個人向け	2,645	105	1,741	69
(v) 抵当権付住宅ローン	696	27	854	34
(vi) 不動産取得等事業向け	2,507	100	4,497	179
(vii) 三月以上延滞等	129	5	101	4
(viii) 出資等	0	0	0	0
出資等のエクスポージャー	0	0	0	0
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
(ix) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資金等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	250	10	500	20
(x) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	88	3	88	3
(xi) その他	3,854	154	1,535	61
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	97	3	95	3
④ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑤ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑥ 中央精算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク	920	36	893	35
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	14,534	581	15,838	633

- (注)
1. 所要自己資本の額＝リスクアセットの額 × 4%
  2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
  3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。
  4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
  5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポージャーです。具体的には取立未済手形、出資金、その他資産、有形・無形固定資産、株式、繰延税金資産が含まれます。
  6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

<オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4%

■ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高  
 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞エク スポージャー	
			貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・バ ランス取引		債券			
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
製 造 業	516	453	516	453	-	-	1	-
農 業、林 業	254	50	254	50	-	-	-	-
漁 業	0	0	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	23	20	23	20	-	-	-	-
建 設 業	1,573	1,768	1,573	1,768	-	-	218	113
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	4	-	-	-	-
情報通信業	27	25	27	25	-	-	-	-
運輸業、郵便業	33	20	33	20	-	-	-	-
卸売業・小売業	1,387	1,262	1,387	1,262	-	-	92	109
金融業、保険業	11,842	11,032	382	378	901	1,001	-	-
不動産業	2,744	6,757	2,744	6,757	-	-	-	27
物品賃貸業	-	-	-	3	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	72	85	72	85	-	-	4	37
宿泊業	0	27	-	27	-	-	-	-
飲食業	445	372	445	372	-	-	86	50
生活関連サービス業、娯楽業	684	676	684	676	-	-	15	-
教育、学習支援業	0	0	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	68	55	68	55	-	-	-	-
その他のサービス	627	603	627	603	-	-	60	3
その他の産業	198	110	198	110	-	-	1	-
国・地方公共団体等	921	717	10	8	911	709	-	-
個人	6,768	3,999	6,768	3,999	-	-	78	74
そ の 他	1,022	1,172	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	29,216	29,219	15,821	16,682	1,813	1,710	558	418
1 年 以 下	10,163	10,100	2,095	2,032	-	200	-	-
1 年 超 3 年 以 下	2,015	1,305	714	804	301	501	-	-
3 年 超 5 年 以 下	1,456	1,427	1,056	1,024	400	403	-	-
5 年 超 7 年 以 下	1,833	1,376	1,529	1,376	304	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	1,391	1,487	1,391	1,487	-	-	-	-
10 年 以 上	10,739	11,461	9,032	9,955	807	606	-	-
期間の定めのないもの	591	885	-	-	-	-	-	-
そ の 他	1,022	1,172	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	29,216	29,219	15,821	16,682	1,813	1,710	-	-

- (注)1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、未収利息、取立未済手形、出資金、その他資産、株式、繰延税金資産等が含まれます。
4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成28年度	66	44	-	66	44
	平成29年度	44	15	-	44	15
個別貸倒引当金	平成28年度	617	341	268	349	341
	平成29年度	341	242	48	293	242
合計	平成28年度	683	386	268	415	386
	平成29年度	386	258	48	338	258

当組合では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高に含めておりません。

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高			
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
製 造 業	158	-	-	-	158	-	-	-	-	-
農 業、林 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	163	122	15	-	56	-	122	70	35	19
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸 売 業・小 売 業	48	59	15	12	3	-	59	48	3	2
金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	2	-	-	22	2	-	-	22	2	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1	-	-	16	-	-	-	16	-	-
宿 泊 業	17	-	-	-	17	-	-	-	17	-
飲 食 業	83	72	4	-	15	-	72	47	15	-
生活関連サービス業、娯楽業	22	9	3	-	15	-	9	-	16	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	56	25	3	-	34	-	25	-	-	-
その他の産業	1	1	-	-	-	-	1	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	63	51	9	11	21	-	51	34	13	-
合 計	617	342	51	65	327	-	342	242	104	21

- (注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	平成28年度		平成29年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0 %	-	1,452	-	1,174
10 %	-	1,501	-	1,469
20 %	-	11,388	-	10,469
35 %	-	1,990	-	2,442
50 %	-	4,545	-	3,279
75 %	-	-	-	-
100 %	489	7,498	522	9,567
150 %	-	-	-	-
250 %	-	-	-	-
1250 %	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	489	28,376	522	28,403

- (注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVA  
リスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

<派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項>

該当事項なし

<証券化エクスポージャーに関する事項>

該当事項なし

<信用リスク削減手法に関する事項>

■ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証	
	28年度	29年度	28年度	29年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー				
① ソブリン向け	-	-	-	-
② 金融機関向け	-	-	-	-
③ 法人等向け	130	574	489	522
④ 中小企業等・個人向け	465	313	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン	32	-	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け	178	53	-	-
⑦ 三月以上延滞等	-	0	-	-
⑧ 出資等	-	-	-	-
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
⑨ 他の金融機関等の対象資本調達 手段のうち対象普通出資等に該当す るもの以外のものに係るエクスポ ージャー	-	-	-	-
⑩ 信用協同組合連合会の対象普通 出資等であってコア資本に係る調整 項目の額に算入されなかった部分に 係るエクスポージャー	-	-	-	-
⑪ その他	-	-	-	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年度金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。  
 3. 「その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。

<出資等エクスポージャーに関する事項>

■ 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	-	-	-	-
非 上 場 株 式 等	114	-	114	-
合 計	114	-	114	-

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。  
 2. 上記の出資等エクスポージャーは、売却等を行う目的のものではなく時価はありません。

- ロ. 出資金等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額  
 該当事項なし  
 ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額  
 該当事項なし  
 ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額  
 該当事項なし

<金利リスクに関する事項>

■ 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度
金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	70	91

- (注) 金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当組合では、「金利ラダー表を使用したその他計算方式(再評価法)」により金利リスクを算出しております。

■リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区分		残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率(%) (B+C)/A
破綻先債権	平成28年度	215	73	141	100.00
	平成29年度	170	44	126	100.00
延滞債権	平成28年度	343	143	198	99.57
	平成29年度	246	123	116	97.05
3カ月以上延滞債権	平成28年度	—	—	—	—
	平成29年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成28年度	—	—	—	—
	平成29年度	—	—	—	—
合計	平成28年度	558	217	340	99.73
	平成29年度	417	167	242	98.25

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1. および債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3カ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金（上記1. および2. を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1. ～3. を除く）です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

■金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位：百万円、%)

区分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当 金引当率 (C) / (A-B)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成28年度	375	142	233	375	100.00	100.00
	平成29年度	252	96	156	252	100.00	100.00
危険債権	平成28年度	184	75	107	183	99.20	98.64
	平成29年度	165	72	85	158	95.60	92.20
要管理債権	平成28年度	0	0	0	0	0.00	0.00
	平成29年度	0	0	0	0	0.00	0.00
不良債権	平成28年度	560	217	341	559	99.73	99.56
	平成29年度	418	168	242	410	98.26	97.09
正常債権	平成28年度	15,279					
	平成29年度	16,285					
合計	平成28年度	15,840					
	平成29年度	16,704					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は決算後(償却後)の計数です。

## その他業務

### ■代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成28年度末	平成29年度末
全国信用協同組合連合会	-	-
株式会社商工組合中央金庫	-	-
株式会社日本政策金融公庫	-	-
独立行政法人住宅金融支援機構	260	218
独立行政法人福祉医療機構	0	0
そ の 他	-	-
合 計	260	218

### ■内国為替取扱実績

(単位：百万円、件)

区 分		平成28年度末		平成29年度末	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	仕 向	16,475	10,107	15,386	10,566
	被 仕 向	31,939	13,195	30,057	14,252
代金取立	仕 向	282	169	239	235
	被 仕 向	223	209	162	143

# 手数料一覧表

函館商工信用組合  
平成30年7月1日現在  
(消費税込、単位:円)

手数料名	区分	金額	手数料名	区分	金額
為替手数料			発行手数料		
振込手数料		3万円未満 3万円以上	残高証明(預金)		324円
同一店内	窓口振込(組合員の方)	108円	108円	(預金・融資)	648円
	窓口振込(組合員外の方)	216円	432円	(預金・融資・出資)	972円
	視覚障害者等	108円	324円	(その他、1部につき)	324円
本支店	窓口振込	216円	432円	(オンライン端末作成不可の場合) 1勘定1枚につき	540円
	視覚障害者等	108円	324円	取引証明(1部につき)	324円
	(他店取引先当座入金も同様)			小切手帳(1冊につき)	648円
他行	窓口振込	540円	756円	自己宛小切手(1枚につき)	540円
	視覚障害者等	432円	648円	手形帳(1冊につき)	864円
振込金訂正依頼手数料			648円	マル専手形(1枚につき)	540円
振込金組戻依頼手数料			648円	取引履歴明細表(法人のみ)	1件 324円 1枚ごとに 108円
代金取立手数料(市内)			216円	借用専用手形(1枚につき)	216円
代金取立手数料(市外)			864円	普通預金入金帳(1冊につき)	1,080円
取立手形店頭呈示料			648円	代理人カード(1枚につき)	1,080円
代金取立手形組戻手数料			648円	当座勘定照合表(オンライン端末作成分)	108円
不渡手形返却料			648円	再発行手数料	
自動送金手数料	上記為替手数料による(別途、管理費として年648円)			通帳・証書・カード1枚につき	1,080円
株式払込等取扱手数料			証書貸付返済予定表		324円
5千万円未満	2.5/1,000×1.08円		マル専口座開設手数料		3,240円
5千万円以上	2.0/1,000×1.08円		不動産担保調査手数料		
1億円未満				1件につき	43,200円
1億円以上				(住宅ローン)	21,600円
3億円未満	1.5/1,000×1.08円		証書貸付繰上返済手数料(10万円未満は不要)		
両替手数料				100万円未満	1,080円
1~300枚		無料		300万円未満	2,160円
301~500枚		216円		500万円未満	3,240円
501~1,000枚		324円		1,000万円未満	5,400円
1,001~2,000枚		540円		3,000万円未満	10,800円
2,001枚以上(1,000枚ごとに)		324円 加算		3,000万円以上	21,600円
大量硬貨入金手数料			保証ローン繰上返済手数料		2,160円
1~2,000枚		無料	貸付条件変更手数料	1件につき	5,400円
2,001枚以上(1,000枚ごとに)		216円 加算	代位弁済取消手数料	1件につき	3,240円
保有個人情報開示手数料			融資証明書発行手数料	1通につき	5,400円
店頭交付の場合	1件につき	540円	振込案内手数料	1先につき(月)	1,080円
郵送による場合	1件につき	972円			

## 《 地域貢献 》(信用組合の社会的責任(CSR)に関する事項等)

### ■社会貢献活動

函館商工信用組合は、地域社会の一員として地域のみなさまに少しでもお役にたいたいと考え、地域社会と共に歩む「良き市民」として、積極的に社会への貢献活動に取り組んでいます。

#### <地域行事への参加>

毎年8月に開催される「函館港まつり」に全職員が参加、7月開催の「北斗市夏まつり」に北斗支店が参加し、地域のみなさまとのふれあいを大切にしています。

#### <こども110番の店>

当組合では、地域貢献活動の一環として、本店及び各支店を地域安全ステーション(防犯避難所)とし、特に小学校低学年の駆け込み寺となるよう、警察と連携し防犯活動を行っています。

#### <安全・安心どさんご運動>

前記の「こども110番の店」のほか、「犯罪のない安全で安心な地域」をつくる防犯活動として、22年12月より道内7信組がそろって「安全・安心どさんご運動」に協賛しています。

#### <献血活動>

当組合では、毎年9月1日～7日までの「しんくみの日週間」にあわせて、役職員及び組合員の皆様とともに献血活動を実施しております。また、道内7信組が「献血サポーター」へ参加することにより、献血活動のさらなる普及・啓発を行っています。

#### <地域清掃活動>

当組合では、毎年9月1日～7日までの「しんくみの日週間」にあわせて、役職員による地域清掃活動を行っています。

29年度は、函館市駅前地区にある当組合本店営業部店周地区の清掃活動を実施しました。

#### <社会福祉事業への協力>

全国の信用組合と(株)オリエントコーポレーションは、社会貢献型クレジットカード「しんくみピーターパンカード」の取扱を行っています。

また、道内信組業界として日本赤十字社北海道支部への寄付も行っています。

## 《中小企業の経営改善及び地域活性化のための取り組み》

平成 21 年 12 月に施行された「中小企業円滑化法」は平成 25 年 3 月末で終了しましたが当組合は中小零細企業や住宅ローンをご利用いただいているお客様からの、貸付条件の変更等や円滑な資金供給といったご要望に、引き続ききめ細やかな対応を継続する中で、コンサルティング機能の一層の発揮等による経営支援の強化に取り組んでいます。

当組合では、お客様に対するコンサルティング機能を発揮するうえで最も重要なことは、お客様との信頼関係を築くことであると考えております。こうした活動を通じてお客様の経営実態を把握し、抱えておられる経営課題等の相談を親身になって対応できるよう心がけています。さらに経営改善計画の策定支援や北海道中小再生支援協議会の活用等お客様にとって最善のアドバイスを行うことに注力しています。今後もお客様の金融円滑化を通じて地域貢献に取り組んでまいります。

### 【中小企業支援に関する取組状況】

- ・ 定期的かつ継続した親密な関係を築く中から事業性を評価した無担保ローン「With」の取扱。
- ・ 中小零細企業の職員への福利厚生や雇用の安定の一助となる「職域ローン」の取扱。
- ・ 事業者の再生に向けた取組みを支援する目的で、道内信用組合、信用金庫、北洋銀行、北海道銀行、北海道信用保証協会、中小企業基盤整備機構とともに事業再生ファンドへの参画。
- ・ 地域資源や事業シーズなどを活用した新たな産業の創出や新分野への進出に取組む中小企業等を支援するため、北海道、中小基盤整備機構、道内金融機関などが組成したファンドへの参画。

## 《地域密着型金融機関の取り組みについて》

当組合は、「中小企業に対する金融円滑化のため、柔軟・迅速に資金需要に対応すること」を事業計画の最重要課題と位置づけ、これまでも地域のお客様の金融円滑化へ向けて積極的な取り組みを進めて参りました。また、「経営基盤の強化」により中小企業者・勤労者の皆様に地域金融機関としての役割を果たすべく全力を注いでいます。

### 【地域密着金融の更なる推進】

- ・ 企業診断による必要な解決策の提言、支援を図るためのコンサルティング機能の発揮
- ・ 地縁・人縁の顧客基盤による情報提供・経営改善・相談等のサービス提供
- ・ 事業価値を見極める融資手法の検討と、中小企業者に適した資金供給手法の取組
- ・ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

### 【経営基盤の強化】

- ・ 中小企業者の経済対策資金・新規創業育成
- ・ 勤労者の生活安定・向上支援
- ・ 少子高齢化社会に対応する取引顧客強化及び地域社会への積極的参加

## 【態勢整備の状況】

当組合は、地元地域のお客様のもとに訪問する「渉外業務」を態勢的に継続して確保し、お客様との面談により「生の声」を拝聴し預金・融資の各種事務手続き・相談業務を図ってまいりました。

地域金融機関として、地元のお客様に対する「訪問活動」であります。一番大切な取組みとして揺らぐことのない信念に基づき活動しています。また、内部融資担当者と連携して、新規融資・経営改善相談・アドバイス等と共に、金融円滑化支援に対する相談・受付等を取計い、地域のお客様の一番身近な金融機関としてスピード感を持って行動することを心がけています。

また、平成 24 年 12 月 21 日付で経営革新等支援機関として主務大臣から認定書を拝受しました。地域金融機関として「経営革新等支援機関」として果たすべく、その責務を十分認識し組織一丸となって取り組んでいます。

外部機関との連携については、審査部が中心となり営業店をサポートする形で、平成 23 年度から継続して北海道経済産業局を中心とする「中小企業支援ネットワーク強化事業」の支援機関として積極的に参画してまいりました。「北海道中小企業支援ネットワーク」事務局、北海道信用保証協会の支援機関に参加、地元商工会議所・商工会、北海道中小企業再生支援協議会とも従来から連携関係を構築しています。

また平成 29 年度より日本政策金融公庫と「業務提携・協力に関する覚書」を締結し創業支援・中小企業に対する経営改善支援などを協力して進めるなど外部機関と積極的にかかわっています。

## 【取組み状況】

### ・創業・新事業開拓

創業及び新規事業の起業者に対し、地縁・人縁・取引先からの紹介を通して、支店長のトップセールスおよび渉外係りによる融資渉外により可能な限りの金融支援と地元経済の活性化に繋がる取組みを行っています。

### ・創業・新事業支援の実績

平成 29 度中  件、  百万円

(注) 創業・新事業支援に資金用途を限定した融資商品の実績のほか、当組合融資等のうち創業・新事業支援として実績の把握が可能なものも含んでおります。

### ・成長段階

円滑な資金供給及び返済条件の緩和に取組み、資金繰りの安定化を目指した金融支援策を展開しています。担保・保証に過度に依存しない融資の取組みとして、北海道信用保証協会の「創業貸付」、保証会社提携の「どんとこ〜い」を活用しています。

## ■ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入や保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性についてはお客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況

項目	平成28年度	平成29年度
新規に無担保で融資した件数	0	0
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	0	0
保証契約を解除した件数	2	3
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限り)	0	0

■融資を通じた地域貢献

(1) 貸出先数・金額

(金額単位：百万円)

区分	先数	金額
事業者	794	13,451
個人	1,681	3,219
地方公共団体	1	8
合計	2,476	16,678

(2) 地方自治体の制度融資の取扱状況

当組合は北海道や函館市・北斗市の中小企業向け制度融資の取扱窓口指定されており、平成29年度は267件884百万円のご利用をいただいております。

・制度の名称

北海道中小企業総合振興資金

函館市中小企業融資制度

北斗市中小企業振興資金

・制度の内容

各地域内における中小企業者等の経営基盤の強化および事業の活性化を促進するため必要な資金の融資の円滑化を図るため、事業資金を主体とした資金需要に対応するために定められたものです。

・融資条件等

中小企業の資格を有し運転・設備資金等の事業資金であることのほか、各資金の種類によりさまざまな条件があります。

(3) 道内7信組の統一融資商品の取扱い延長

道内信組で共同開発した無担保金融商品「アシスト7」について、低迷が続く道内景気の経済情勢を踏まえ、引き続き中小企業の需要があるとみて、取扱期間を31年3月末まで延長し、資金供給の円滑化に努めています。

(4) 融資商品の概要と実績

当組合では、次のような消費者向けローンを発売しております。(全て保証会社の保証が受けられる方が対象)

(単位：千円)

商品名	30.3.31現在の取扱実績	
	件数	金額
マイカーローン	501	482,881
教育ローン	103	104,261
リフォームローン	59	82,905
フリーローン	381	285,819
目的ローン	5	2,343
シルバーライフローン	7	2,681
カードローン	683	291,366
しんくみ住宅ローン	142	1,322,626
取扱高合計	1,881	2,574,882

#### ■ 「しんくみ友の会」の活動状況

しんくみ友の会は、昭和50年に当組合の取引先相互の親睦と発展を図ることを目的として結成され、平成30年3月現在の会員数は全店合わせて274名で各営業店ごとに活動しており、懇親会・ビール会・親睦旅行会などを行っています。

#### <平成29年度年活動状況>

各店友の会 (会員数)	活 動 状 況
本店営業部 (84名)	懇親会、7月ビール会、2月定期総会・懇親会
湯川支店 (49名)	7月ビール会、10月親睦旅行、2月定期総会・懇親会
北斗支店 (47名)	6月パークゴルフ大会、7月ビール会、10月親睦旅行、 2月定期総会・懇親会
美原支店 (40名)	6月パークゴルフ大会、7月ビール会、10月親睦旅行、 2月定期総会・懇親会
花園支店 (19名)	7月ビール会、2月定期総会・懇親会
富岡支店 (35名)	7月ビール会、2月定期総会・懇親会

## ■ 総代会について

### 1. 総代会の仕組み（役割）

- (1) 信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。従って、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。  
当組合では、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。
- (2) 総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って、総代会は総会と同様に、組合員一人ひとりの意見が当組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。
- (3) 当組合では、総代会に限定することなく、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

### 2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および「総代選挙規程」に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

当組合では地区（選挙区）を9つの区に分け、総代の選出を行っております。

#### (1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年で、総代定数は、100人以上110人以内となっております。

なお、28年3月に任期満了に伴う総代改選を行い、110名の総代を選出しております。

#### (2) 総代の選任方法

総代は、組合員の代表として、組合員の総意を当組合の経営に反映する重要な役割を担っており組合員の幅広い層から、定款、総代選挙規約に則り公正な手続きを経て選出されます。

総代は、組合員であることが必要であり、総代選挙規約に則り、9地区（選挙区）毎に、立候補した候補者の中から、その地区（選挙区）に属する組合員の選挙により選出されます。

なお、立候補者が、当該地区の総代定数を超えない場合は、その候補者を当選者として投票は、行っておりません。

### 3. 総代会の議決事項

第62通常総代会が、平成30年6月21日午後5時より、ホテル函館ロイヤルで開催されました。

当日は総代現員数109名のうち、出席105名（うち委任状38名）のもと、下記の通り全議案が可決・承認されました。

#### 記

[監事の監査報告]	平成29年度 監査報告の件
[報告事項]	平成29年度 事業報告、貸借対照表、損益計算書の件
[決議事項]	
第1号議案	平成29年度 剰余金処分案の件 ・満場異議なく原案どおり可決・承認されました。
第2号議案	平成30年度 事業計画案・収支予算案の件 ・満場異議なく原案どおり可決・承認されました。
第3号議案	店舗統合による定款の一部変更の件 ・満場異議なく可決・決定されました。
第4号議案	公告方法追加による定款の一部変更の件 ・満場異議なく可決・決定されました。

4. 総代の選挙区・定数・総代数・総代氏名

(平成30年7月1日現在)

選挙区	総代氏名
第1区 総代定数 9名 総代数 9名	北海道冷蔵㈱◎、(有)武部板金工業所③、北船興業㈱④、村山ギソー㈱◎、 藤井 久美◎、前側石油㈱◎、(株)魚長食品◎、マルタケ産業㈱④、及能㈱◎、
第2区 総代定数 10名 総代数 9名	渡辺 照雄①、川原 京子◎、(有)日光電気◎、グットホーム㈱②、辰己商事㈱◎、 (有)神田北洋堂④、安田ハウジングサービス㈱◎、(有)トマホークス②、(株)高木組◎、
第3区 総代定数 9名 総代数 9名	函館造船㈱◎、(有)赤坂葬祭◎、函東工業㈱◎、(有)白鳥工業①、総合運輸㈱◎、 堀 清光◎、(株)さわぐら◎、(有)トキワ自動車工業◎、(有)中山板金工業所②、
第4区 総代定数 12名 総代数 12名	(株)ユニティーホーム①、北村 慎治①、福原 ヒロ子①、函館交通㈱◎、 (有)中沢宅建◎、(有)スギヤ①、三印三浦水産㈱③、渡邊 浩一①、(有)不動産企画ウィ ル②、西野 鷹志④、野村不動産㈱◎、函館環境衛生①
第5区 総代定数 13名 総代数 13名	平原 康宏③、(有)丸西西尾酒店①、(有)ファッションショップジョイ②、(株)小野寺機 器③、本間 俊三③、(有)スクール・カドワキ◎、(有)ツツミ③、(株)達カ畑野商店◎、 堤 隆夫①、(有)レックフジ電器④、(株)ミカエル◎、松倉 明代◎、(株)工樹園②
第6区 総代定数 18名 総代数 18名	(有)丸和名和建設①、(株)新和④、(有)柳町産業④、(有)佐藤建築板金店①、大林 俊春◎、 (有)トップバリー◎、協和ハウス(有)◎、三方設備工業㈱②、(有)寺岡自動車鍍金塗装③、 (株)村瀬鉄工所◎、(有)田原建具工業◎、大一興業㈱①、日東電気工事㈱◎、(有)ちぐさ ③、(有)野澤塗工店◎、(有)澤田製材所②、マルカタ道南電気工業(有)◎、(株)近藤商会◎
第7区 総代定数 16名 総代数 16名	(株)エイワアルミ産業◎、(株)北文◎、(有)横岡塗工所◎、三浦 理③、(有)亀谷産業①、 (株)板橋建設④、(有)菊池土木◎、東日本交易㈱◎、(有)イクタ商事②、五稜石油㈱④、 渡辺 良三③、(株)みうら保険事務所④、(株)出戸建設◎、(株)巧匠堂④、 長谷川 文夫③、(株)むらとん②、
第8区 総代定数 13名 総代数 13名	齋藤 敏昭◎、(有)栄運輸②、(株)今建設①、石黒建設㈱◎、(有)千秋電気◎、田島緑地 前川コラボレーション㈱◎、大勇建設㈱◎、宮崎 高志◎、(株)吉田精米店◎、社会 福祉法人民生博愛会③、北海アウル石油販売㈱◎、(株)ワタナベホームズ◎、 山田 俊男④
第9区 総代定数 10名 総代数 10名	(株)丸義藤本組④、(株)カクマル山鼻水産◎、(株)カクシメ松田水産◎、(株)七飯碎石工業 ③、村山 吉治②、八戸 久安④、(有)佐々木電気工業所◎、境谷 敏美④、(株)丸義 小野組◎、山川 肇◎

(敬称略、順不同)

(注) 就任回数は氏名末尾の○付き数字で記載しています。なお、就任回数が5回以上となる場合は◎で表示しています。

## ■ 報酬体系について

### 1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

なお、理事及び監事の賞与の支払実績はありません。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法   b. 支払手段   c. 決定時期と支払時期

#### (2) 役員に対する報酬

(単位:百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	36	50
監 事	7	8
合計	43	58

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事10名、監事3名です。

注3. 平成29年度において役員退職慰労金の支払いはありません。

#### (3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

### 2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

## 【ディスクロージャー項目一覧】

各開示項目は、下記のページに記載しております。

★印は、「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目。

☆印は、「監督指針の要請」に基づく開示項目。無印は任意開示項目です。

開示項目一覧		ページ
ごあいさつ		1
【概況・組織】		
1	事業方針	1
2	事業の組織 ★	2
3	役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名） ★	2
4	店舗一覧（事務所の名称・所在地） ★	2
5	地区	2
6	組合員数（推移・出資金）	2
【主要事業内容】		
7	主要な事業の内容 ★	1
8	信用組合の代理業者 ★	該当なし
【業務に関する事項（主要な経営指標の推移）】		
9	事業の概況 ★	2
10	経常収益 ★	14
11	業務純益	13
12	経常利益 ★	14
13	当期純利益 ★	14
14	出資総額、出資総口数 ★	14
15	純資産額 ★	14
16	総資産額 ★	14
17	預金積金残高 ★	14
18	貸出金残高 ★	14
19	有価証券残高 ★	14
20	単体自己資本比率 ★	14
21	出資配当金（出資配当率） ★	14
22	職員数 ★	14
【主要業務に関する指標】		
23	業務粗利益及び業務粗利益率（粗利益 … 24 一括） ★	13
24	資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支（粗利益 … 23 一括） ★	13

開示項目一覧		ページ
25	資金運用勘定、資金調達勘定の平均残高等、利回り、資金利鞘 ★ (「資金運用勘定、調達勘定の平均残高等」・「総資金粗利鞘等」)	15
26	受取利息及び支払利息の増減 ★	13
27	役務取引の状況	13
28	その他業務収益の内訳	15
29	経費の内訳	13
30	総資産経常利益率 (総資産利益率 … 31 一括) ★	15
31	総資産当期純利益率 (総資産利益率 … 30 一括) ★	15
【預金に関する指標】		
32	預金種目別平均残高 ★	16
33	預金者別預金残高	16
34	職員 1 人当り預金残高 (常勤役職員 1 人当りの預金及び貸出金残高 … 45 一括)	14
35	1 店舗当り預金残高 (1 店舗当りの預金及び貸出金残高 … 46 一括)	14
36	定期預金種類別残高 ★	17
【貸出金等に関する指標】		
37	貸出金種類別平均残高 ★	16
38	担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 ★	17
39	貸出金金利区分別残高 ★	17
40	貸出金使途別残高 ★	16
41	貸出金業種別残高・構成比 ★	16
42	預貸率【預貸率及び預証率 (期末・期中平均) … 50 一括】 ★	15
43	消費者ローン・住宅ローン残高	16
44	代理貸付残高の内訳	28
45	職員 1 人当り貸出金残高 (常勤役職員 1 人当りの預金及び貸出金残高 … 34 一括)	14
46	1 店舗当り貸出金残高 (1 店舗当りの預金及び貸出金残高 … 35 一括)	14
【有価証券に関する指標】		
47	商品有価証券の種類別平均残高 ★	該当なし
48	有価証券の種類別平均残高 ★	16
49	有価証券種類別残存期間別残高 ★	17
50	預証率【預貸率及び預証率 (期末・期中平均) … 42 一括】 ★	15

開示項目一覧		ページ
<b>【経営管理体制に関する事項】</b>		
51	法令等遵守の体制 ★	18
52	統合的リスク管理体制 ★ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高</li> <li>・ リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等</li> <li>・ 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー</li> <li>・ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項</li> <li>・ 証券化エクスポージャーに関する事項</li> <li>・ 出資等エクスポージャーに関する事項</li> <li>・ 金利リスクに関する事項</li> <li>・ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等</li> </ul>	18・ 18～28
<b>【財産の状況】</b>		
53	貸借対照表、損益計算書、剰余金処分（損失金処理）計算書 ★	3～9
54	リスク管理債権及び同債権に関する保全額 ★ (1)破綻先債権 (2)延滞債権 (3)3か月以上延滞債権 (4)貸出条件緩和債権	27
55	金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額 ★	27
56	自己資本の充実の状況について ★ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己資本の構成に関する事項</li> <li>・ 自己資本の充実度に関する事項</li> </ul>	20～23
57	有価証券、金銭の信託等の評価 ★	15
58	貸倒引当金（期末残高・期中増減額） ★	24
59	貸出金償却の額 ★	16
60	財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について（「監査報告書」添付） ☆	11
61	会計監査人による監査 ★	10・12
62	代表理事の確認	10
<b>【その他の業務】</b>		
63	内国為替取扱実績	28
64	手数料一覧	29
<b>【その他】</b>		
65	トピックス	1
66	苦情処理措置・紛争解決措置	19

開示項目一覧		ページ
67	沿革・歩み	1
68	継続企業の前提の疑義 ★	該当なし
69	総代会について ☆	35～36
70	報酬体系について ☆	37
71	「しんくみ友の会」の活動状況	34
【地域貢献に関する事項】		
72	地域貢献（信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等 ☆	30
73	地域貢献（融資を通じた地域貢献） ☆	33～34
74	地域密着型金融機関の取り組みについて	31～32
75	中小企業の経営改善及び地域活性化のための取り組み ★	31
76	「経営者保証に関するガイドライン」への対応 ☆	32～33

## 函館商工信用組合

〒040-0033

函館市千歳町9番6号

電話 0138-23-2101

FAX 0138-26-6036